

## 計画変更の概要

### 1 変更に至る経緯

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、市長が会長を務める伊予市防災会議において作成が義務付けられており、地域に係る国の機関、県、市及び公共機関等の、防災対策上処理すべき事務又は業務について広く定め、これらの総合的運営を図る基本計画となるものであります。

今回、前回計画変更時からの国の防災基本計画及び県の地域防災計画の修正を反映し、防災会議委員に書面審議をしていただいたところでございます。

### 2 内容

令和 4 年度に発生した災害を踏まえ、火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達、旅客船の総合的な安全・安心対策の強化（海上保安庁）などを、令和 6 年能登半島地震を踏まえ、パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置、生活用水の確保、トイレカー等による快適なトイレの設置への配慮などの避難所における環境改善や応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化等の受援体制の強化などの修正を行いました。その他、関係法令の改正を踏まえた修正も行っております。